
消費生活トピックス



「排水管洗浄が3000円」というチラシを見て 依頼したが、高額請求された!

「排水管洗浄が 3000 円」とのチラシが投函されていた。 以前に下水管が詰まったことがあったので依頼することにした。

事業者はマンホールを開けると、「詰まりに対応する作業が必要で、**合計 5 万円になる**。」と言われた。こちらから依頼したので断りにくく契約してしまったが、必要な作業なのか分からないし、高額なので納得いかない。



- 「無料点検する」などと突然訪問され、点検後に「洗浄が必要」と言って契約を迫られる事例もあります。
- チラシに表示されている料金の条件や内容は慎重に確認しましょう。
- 洗浄後、さらに床下の点検をされ、ネズミやシロアリなど**害虫駆除**をすすめられ高額な契約をさせられる場合もあります。
- 事業者の説明をうのみにせず、必要がない契約はきっぱり断りましょう。

オーダーメイドのかつらを購入したが全然似合っていないのでクーリング・オフしたい!

新聞の折り込み広告を見て、かつら店へ出かけた。サンプルを試着してみたらとても良かった。「オーダーメイド品なのでお客様のサイズで受注生産する。」と説明を受け、注文することにした。代金の60万円をクレジットカードで支払った。できあがりの連絡を受け、かつら店へ受け取りに行った。髪の色も形も注文どおりにできていた。しかし帰宅し家族に見せると「全然似合っていない。」と笑われたので、恥ずかしくてもうこのかつらはかぶれない。クーリング・オフしたい。



- ・ かつらに限らず、**自ら店舗に出向いて購入した商品は、クーリング・オフできません**。領収書やレシートがある、未使用未開封であっても同様です。
- ・かつらは注文どおりにできあがっており、家族に「似合わない」と言われた ことについてはかつら店の責任ではありません。似合っていないので気が変 わったというのは自己都合であり、正当な解約理由とは 言えません。解約に応じるかは**かつら店の判断**になります。
- かつらは種類も豊富で高価なものもあります。購入する際には 事前にタイプや価格、解約条件等を確認し、慎重に検討する 必要があります。

飯田市消費生活センター (0265-22-4530)

消費者ホットライン いやや! (同番なし)188

